

様式第2号（第4条関係）

許 可 証

許可第27号

令和6年3月15日

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地

氏 名 株式会社 鴻商 代表取締役 鴻崎 隆広

TEL 0276-73-1343

みどり市長 須藤 昭男



令和6年2月7日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	群馬県館林市苗木町2548番地
一般廃棄物処理業者名	株式会社 鴻商 代表取締役 鴻崎 隆広
営業許可の期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
許可の範囲	収集運搬【ごみ】 ・事業系一般廃棄物 ・市で収集しない家庭系一般廃棄物 ※ 積み替え及び保管を除く

許可の条件

1. 関係法令、ならびに、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
2. 当該業に係る他の市町村の許可を有している場合、みどり市での廃棄物運搬車への混載は行わないこと。
3. 使用車両の後面、及び両側面に社名を明確に表示すること。
4. 収集作業員の名札着用に努めること。
5. 毎月の収集実績を翌月の10日までに、市役所担当課へ文書報告すること。
6. 収集運搬作業に対して、付近住民より苦情等が発生した場合は、誠意をもって対処すること。